

深谷市立明戸小学校 P T A 会則（案）

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は深谷市立明戸小学校 P T A と称する。
第 2 条 本会の事務所は明戸小学校内に置く。
第 3 条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 児童の福祉を増進すること
 - 2 地域社会及び学校の教育的環境の整備に関する事
 - 3 会員の研修に関する事
 - 4 その他必要な事項

第 2 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員は本校に在籍する児童の父母またはそれに代わる人及び学校に勤務する教職員とする。ただし本地区に在住し特に教育に関心を持つものは特別会員となることができる。

第 3 章 会 費

- 第 5 条 本会の経費は会費及び資源回収・その他の収入をもってあてる。
第 6 条 会費は年額 5 0 0 0 円として 2 期に納める。
第 7 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 4 章 役 員

- 第 8 条 本会の本部役員は次のとおりとする。
会長 1 名 副会長若干名 監事若干名 幹事若干名
書記 1 名 会計 1 名とし役員任期は 1 カ年とする。
但し再任はさまたげない。
- 第 9 条 役員を選出及び就任は次のとおりとする。
- 1 地区理事は各地区毎に 1 名もしくは 2 名を選出すること。また、年度途中において欠いた場合は地区より再選出すること。但し、理事会の承認を得て増員することができる。
 - 2 地区理事とは別に本部理事を理事会の承認を得て、若干名選出することができる。
 - 3 各学級の会員の互選により学級委員若干名を選出する。学級委員は学級 P T A の運営にあたる。
 - 4 学年委員長は各学級より選出された学級委員の互選による。
学年委員長は学年 P T A の運営にあたると同時に学年代表理事となる。
 - 5 教職員中より学校側理事若干名を選出する。
 - 6 各地区においては地区理事若干名の他に若干名の協力委員を選出することができる。地区委員は地区理事に協力する。
 - 7 本部役員を選出決定は次のとおりとする。
 - (1) 役員を選出は選考委員会によってなされる。
 - (2) 選考委員は理事会で互選する。
 - (3) 役員選考委員会において役員の選考を終了したときは被選考者の同意を得て総会に報告し承認を求める。

第5章 役員の任務

- 第10条 役員の任務は次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し会務を掌理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代理する。
 - 3 書記は本会の事務局とする。
 - 4 監事は会計を監査しその結果を総会に報告する。
 - 5 幹事は理事会などの運営にあたる。
 - 6 前会長と学校長は顧問として会の助言にあたる。

第6章 会 議

- 第11条 理事会は必要により会長が招集し開かれる。
- 第12条 総会は年度当初開かれる。新役員に関する報告、新年度計画及び前年度決算報告、新年度予算その他緊急事項に関する審議をする。
- 第13条 総会による議決は出席者全員の過半数の同意を必要とする。
- 第14条 理事会が必要と認めたときは会長は臨時総会を招集することができる。

第7章 専門委員会

- 第15条 本会の事業を効果的・能率的に進めるために次の専門委員会を置く。
(企画・研修・広報・保体・環境・その他の委員会)
- 第16条 専門委員会は本部役員及び理事、学校教職員で構成する。

第8章 改 正

- 第17条 会則の変更は総会の決議による。

第9章 付 記

- 第18条 会員・児童が死亡その他重大な災害を受けたときは弔慰を行う。
- 1 児童の1週間以上の入院の場合は、見舞金5,000円とする。
 - 2 正会員及び児童の死亡の場合は、香典5,000円と花輪一基とする。
 - 3 その他必要に応じて理事会で協議する。

附則	1	本会則は	平成	2年	4月21日	一部改正
	2	本会則は	平成	5年	5月 1日	一部改正
	3	本会則は	平成	6年	4月30日	一部改正
	4	本会則は	平成	7年	5月 6日	一部改正
	5	本会則は	平成	8年	4月20日	一部改正
	6	本会則は	平成	9年	4月19日	一部改正
	7	本会則は	平成	16年	4月28日	一部改正
	8	本会則は	平成	18年	4月21日	一部改正
	9	本会則は	平成	20年	4月18日	一部改正
	10	本会則は	平成	23年	4月22日	一部改正
	11	本会則は	令和	2年	4月24日	一部改正
	12	本会則は	令和	4年	4月23日	一部改正

深谷市立明戸小学校PTA地区理事の選出定数について

深谷市立明戸小学校PTA会則第9条に規定する地区理事の選出定数について、以下のとおり定める。

- 1 地区理事の選出定数は、当該地区内PTA会員数に応じて、次表の通りとする。

PTA会員数	理事の選出定数
1人～10人	1人
11人～20人	2人
21人～	3人

- 2 PTA会員数は、前年の就学時健診時における会員予定数とする。

- 3 この地区理事の選出定数は、平成15年度PTAから適用する。

明戸地区子ども会育成会会則（案）

第1章 名 称

第1条 本会は明戸地区子ども会育成会と称し、事務局を明戸小学校に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は明戸地区民が協力して地域・家庭・学校における児童の幸福な成長を図り、よりよい地区民になるための教育的環境を整えることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会の会員は、明戸小学校PTA会員と本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第4章 役 員

第4条 本会には次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	支部長	東西南北各1名
幹事	東西南北各1名	監事	理事	顧問	若干名
書記	1名	会計	1名		

第5条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し、会議を統括し、会議を招集し、議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 幹事は会務を処理し、支部長を補佐する。
- 4 監事は本会の会計の監査にあたる。
- 5 理事は理事会を構成し、役員の選出及び議案を審議・決定し、その運営にあたる。

第6条 役員の選出は次の方法による。

- 1 理事は小学校のPTA会員があたる。
- 2 本会の役員は理事会で選出し、総会で決定する。

第7条 本会に顧問を置くことができる。顧問は1年ごとに理事会の推薦を得て会長が委嘱する。
顧問は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第8条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第5章 会 議

第9条 会議は、総会、理事会とする。

- 1 総会は毎年これを開き、予算の決定と決算の承認、その他重要事項を審議する。
- 2 理事会は会長が認めたとき、並びに理事の多数が必要と認めたときこれを開く。
- 3 会議の議決はすべて出席者全員の過半数の賛成をもって可決する。可否同数の時は議長がこれを決定する。

第6章 経 理

第10条 本会の経理は会員及びその他の収入によってこれにあてる。

第11条 本会の会費は、会員一家庭あたり年額2,000円とする。

第12条 本会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われなければならない。

第11条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第14条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

附則 1 本会則は 平成16年 4月28日 一部改正